

4月企画運営委員会次第

日 時 平成23年4月14日(木)15:00～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会委員への辞令交付
 - (2) 4月定時総会の開催及び議題について
 - (3) 平成22年度事業報告及び収支決算案について
 - (4) 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果及び収支決算案について
 - (5) 第45回神奈川県保育事業大会について
 - (6) 東日本大震災にかかる被災地への支援について
 - (7) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-30、11-01
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

※企画運営委員会終了後

17:30～ 歓送迎会 ホテルキャメロットジャパン
4階 フェアウインドI

※5月企画運営委員会開催予定

平成23年5月18日(水)15:00～ 県社会福祉会館 第1会議室

※総会出欠の回答がかなり少ない状況です。委員だけでなく、地区会員にも、出欠確認書を提出するよう、ご連絡をお願いいたします。(事務局)

平成 23 年 3 月 14 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光

平成 23 年 4 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会
の開催について(通知)

早春の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝でご精励のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、当保育会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、3月9日の企画運営委員会において、総会提出議題が了承されましたので、会員の皆様方に現段階での資料をご送付申し上げますが、平成22年度決算については、4月に監事監査を経て確定する予定ですので、今回の決算(見込)資料とは数字が変わることが想定されますので、ご了承ください。

なお、ご多忙のところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとともに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項記載の上、折り返し保育会事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 23 年 4 月 23 日(土) 11:10～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階 第 1・2 研修室
- 3 議 題

- (1) 平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算
について
- (2) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会実施結果について
- (3) その他

(神奈川県保育会事務局 045-311-8754)

(Fax 番号 045-311-1837)

出欠確認書及び委任状

平成 23 年 4 月 23 日(土)、神奈川県社会福社会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② _____ (市又は町) _____ 保育園 _____ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏 名 _____

保育園名 _____

所在地 _____

平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告(案)

平成 22 年度は、国の「子ども・子育て新システム」の検討が進められる一方で、当保育会としては、正副理事長等役員の改選や相模原市の政令指定都市移行に伴う会員の離脱、創立 50 周年記念大会の開催の他、一般社団法人として初めての年間事業計画に基づく各種事業の実施など、特筆すべき事項の多い、一つの転換の年でもありました。

また、年間を通して、保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていくために、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(8 日・木) ・平成 21 年度決算監査(8 日・木) ・理事会(8 日・木) ・企画運営委員会・部会(14 日・水) ・第 44 回神奈川県保育事業大会・総会(24 日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(11 日・)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(19 日・水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(14 日・金)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協会長表彰選考委員会(3 日・木) ・創立 50 周年記念大会運営実行委員会(11 日・金) ・企画運営委員会・部会(16 日・水) ・新任保育士研修会(23 日・水) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室運営委員会(20 日・火) ・企画運営委員会・部会(28 日・水) ・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(28 日・水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(6～7 日)新潟県 ・平成 22 年度食育推進研修会(30 日・金)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園利用者相談室運営委員会(23 日・火) ・創立 50 周年記念大会正副理事長会議(30 日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所トップセミナー(27～28 日)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・予算対策協力金活動開始 ・保育専門講座 I(7 日・火) ・創立 50 周年記念大会運営実行委員会(16 日・水) ・企画運営委員会・部会(16 日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(22 日・月) ・「保育かながわ」73 号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市保育事業大会(4 日) ・関東ブロック保育事業連絡協議会(9～10 日)静岡県
10	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(13 日・水) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(25 日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保育研究大会(20～22 日)和歌山県

11	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(10日・水) ・保育専門講座Ⅱ(11日・木) ・保育園利用者相談室運営委員会(15日・月) ・保育園利用者相談室研修会(15日・月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市保育事業大会(6日) ・民間保育園協会大会(20日)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(3日・金) ・企画運営委員会・部会(3日・金) ・保育の日前夜祭(3日・金) ・保育園利用者相談室運営委員会(9日・木) ・創立50周年記念大会表彰選考委員会(10日・金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県保育の日(4日・土) ・全国保育組織正副会長等会議(16～17日)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(12日・水) ・保育園利用者相談室運営委員会(20日・木) ・保育所食育研修会(25日・火) 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・創立50周年記念大会拡大委員会(2日・水) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(7日・月) ・保育園利用者相談室研修会(7日・月) ・理事会(9日・水) ・企画運営委員会・部会(9日・水) ・創立50周年記念大会拡大委員会(17日・水) ・神奈川県保育会創立50周年記念大会(26日・土) ・保育専門講座Ⅲ(26日・土) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会(9日・水) ・企画運営委員会・部会(9日・水) ・定時総会(9日・水) ・「保育かながわ」74号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所長集中講座(7～9日) ・全保協協議員総会(17日)

[主要事業の実績]

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 22 年 4 月 24 日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 82、委任状出席 128、合計 210。(全会員 290、出席率 72.4%)
- ・議題
平成 21 年度事業報告及び収支決算について
平成 21 年度会計監査報告について
平成 22 年度事業計画及び予算(案)について
一般社団法人神奈川県保育会役員を選任について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 23 年 3 月 9 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 39、委任状出席 149、合計 188。(全会員 294、出席率 63.4%)
- ・議題
神奈川県保育会創立 50 周年記念大会実施結果(中間報告)について
平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について
一般社団法人神奈川県保育会理事の選任について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 22 年 4 月 8 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
定時総会の開催について
平成 21 年度事業報告及び収支決算について
平成 21 年度会計監査報告について
平成 22 年度事業計画及び予算(案)について
一般社団法人神奈川県保育会規程(案)について
一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
子育て支援施策等に対する県への意見・要望等に対する県からの回答及び
取扱いについて

(2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 22 年 12 月 3 日(金)

- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
平成 22 年度定時総会の質問等に対する対応について
神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
保育園利用者相談室について
保育の日前夜祭について

(3) 第 3 回理事会

- ・開催日 平成 23 年 2 月 9 日(水)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
定時総会の開催日程案及び開催通知について
3 月定時総会への提出議案について
神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
保育園利用者相談室規程について

(4) 第 4 回理事会

- ・開催日 平成 23 年 3 月 9 日(水)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
3 月定時総会について
4 月定時総会の開催及び議題について
神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の実施結果(中間報告)について

3 行 事

(1) 第 44 回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成 22 年 4 月 24 日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館、ホテルキャメロットジャパン
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 600 名
- ・内 容
第 1 部 式典 保育事業永年勤続表彰者 59 名
記念品贈呈(厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 10 名

第 2 部 分科会

第 1 会場 「地域の保護者支援の充実」—保育園利用家庭、地域の子育て
家庭にむけて— (ホテルキャメロットジャパン)

- ①横須賀市(中核市)における保育所利用世帯の現状と動向について
—地域の保護者支援の充実—
「フリー発表テーマ」

②配慮を必要な子どもの保育の充実～子どもの困り感に気づくには～
第2会場 「公立保育所の使命と地域社会での役割」—今後の公立保育所の役割と実践を考える—(県社会福祉会館)

①「公立保育所の使命と地域社会での役割」—今後の公立保育所の役割と実践を考える—

「フリー発表テーマ」

②箱根町立保育園と幼稚園の一体化について

③保育の質を高める～子どもの遊びを高める大人のかかわり～

第3会場 「フリー発表テーマ」(県社会福祉会館)

①食育 たのしく、おいしく、みんなで一緒に食べようね!!

②健康と安全～運動あそびで育つもの～

③食育について～楽しく美味しく食べる環境作り～

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成22年7月28日(水)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 51名
- ・内容 (1)「神奈川県における保育の状況と国の動向について」
神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
次世代育成課長 船本 和則 氏
- (2)「神奈川県保育会創立50周年記念大会の開催について」
- (3)県、市町へのアンケートについて
- (4)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成22年12月3日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 104名
- ・内容 県保育賞決定者、厚生労働大臣表彰者の祝賀会(6名)
アトラクション 「花風会・里神楽加藤社中」の皆さん(4名)

(4) 神奈川県保育会創立50周年記念大会

- ・開催日 平成23年2月26日(土)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 387名
- ・内容 第1部 式典 表彰(歴代会長顕彰、永年勤続表彰、特別表彰、キャラクターデザイン賞表彰)、来賓祝辞・紹介、桃開き
第2部 記念講演会

「楽しい食～保育の中心は食にあり」

トゥーランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏

第3部 祝賀会

来賓祝辞、乾杯、祝賀コンサート(ヴォクスレイ)

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、保育所食育研修会において、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の道を開きました。

(1) 新任保育士研修会

- ・開催日 平成 22 年 6 月 23 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館 第3・4研修室
- ・受講者 69名
- ・研修テーマ 「新任職員に求められるもの、保護者支援って何？」
グループ討議

横浜女子短期大学教授 亀谷 美代子 氏

(2) 保育専門講座Ⅰ

- ・開催日 平成 22 年 9 月 7 日(火)
- ・会場 県社会福祉会館 第3・4研修室
- ・受講者 89名
- ・研修テーマ 「保育はあせらなくて、ゆっくり受け止めることからはじまる対話で
紡ぐ」

山梨大学人間科学部幼児教育コース教授 加藤 繁美 氏

(3) 保育専門講座Ⅱ

- ・開催日 平成 22 年 11 月 11 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 152名
- ・研修テーマ 「保育内容と自己評価—指導計画・日誌の点検」

立教女学院短期大学非常勤講師 今井 和子 氏

(4) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成 23 年 1 月 25 日(火)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 139名 (横浜市保育協議会会員 22名、川崎市保育協議会会員 2名を含む)
- ・研修テーマ 「子どもの発達と食育」

白鷗大学教育学部児童教育専攻教授 高橋 美保 氏

(5) 保育専門講座Ⅲ

- ・開催日 平成 23 年 2 月 26 日(土)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・受講者 377 名
- ・研修テーマ 「楽しい食～保育の中心は食にあり」
トウランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」73号(9月30日付け)、74号(3月31日付け)を発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

また、法人化を契機に、ホームページを全面リニューアルし、総会資料や企画運営委員会資料、「保育かながわ」創刊号から最新号までを掲載するなど、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等

6 「保育園利用者相談室」の運営

今年度から、これまでの第三者委員制度に加え、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を新設して、相談室体制を整備・充実させ、今年度から、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開きました。

また、運営委員会において、相談室規程(案)の検討を行い、会員からの意見募集を行い、理事会で相談室規程を決定し会員に送付しました。さらに今後の相談室のあり方についても、協議・検討を行いました。

- ①運営委員会の開催(6回開催)
- ②第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)
- ③研修会の開催

○第1回研修会

- ・開催日 平成 22 年 11 月 15 日(月)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 127 名(会員以外の有料参加者 21 名を含む)
- ・研修テーマ 「保護者心理と心構え～クレーム対応について」
グループ討議

聖マリアンナ医科大学・あざみ野心理オフィス主宰

臨床心理士 岩倉 拓 氏

○第2回研修会

- ・開催日 平成 23 年 2 月 7 日(月)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン・フェアウインドⅠ・Ⅱ
- ・受講者 80 名(会員以外の有料参加者 3 名を含む)

- ・研修テーマ 9つの苦情事例をテーマにしたグループ討議・発表、
第三者委員による総評とまとめ
(第三者委員 小林 育子氏、宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

- ④会員の新規募集、会員証の発行
- ⑤会員への情報提供、参考図書配布

7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会	11回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・創立50周年記念大会の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応 ・その他
表彰選考委員会	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定 ・創立50周年記念大会会長表彰候補者の審査・決定 (※記念大会表彰選考委員会には、顧問、理事長、総務委員会委員3名が参加して審査を行った。)

正副理事長・理事会議を、企画運営委員会開催日に合わせて開催し、企画運営委員会提出議題や緊急・重要課題について協議しました。(理事会開催時を除く。)

専門部(総務部、予算対策部、研修部、広報部、調査研究部)は、それぞれの課題について、適宜会議を開催して協議しました。

専門委員会(公立保育所専門委員会、食育推進委員会、民間保育所経営問題専門委員会)は、それぞれの課題について、適宜会議を開催して協議しました。

8 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成22年度神奈川県保育会収支決算書(案)

収入済額 17,711,020 円
 支出済額 16,803,975 円
 差引残額 907,045 円

2011/3/31

【収入の部】 (平成22年4月1日～平成23年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,091,000	7,284,100	193,100	
	会員会費	5,161,000	5,264,100	103,100	会員294園
	相談室会費	1,430,000	1,520,000	90,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,620,000	4,620,000	0	
	県補助金	3,570,000	3,570,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,300,000	2,195,000	△ 105,000	
	諸研修会収入	1,100,000	1,179,000	79,000	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
	行事収入	1,200,000	1,016,000	△ 184,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	1,736,238	△ 13,762	
	予対協力金収入	1,400,000	1,449,678	49,678	
	保険会社協力収入	350,000	286,560	△ 63,440	AIU
雑収入		404,000	296,876	△ 107,124	
	雑収入	400,000	296,442	△ 103,558	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	4,000	434	△ 3,566	
繰越金		1,578,000	1,578,806	806	
	繰越金	1,578,000	1,578,806	806	
	合計	17,743,000	17,711,020	△ 31,980	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,815,000	6,538,932	276,068	
	人件費	5,975,000	5,996,451	△ 21,451	給与、手当、法定福利費
	旅費	30,000	6,820	23,180	職員交通費
	福利厚生費	40,000	42,216	△ 2,216	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	350,000	278,434	71,566	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200,000	118,249	81,751	
	慶弔費	200,000	76,762	123,238	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		1,090,000	939,138	150,862	
	総会費	60,000	68,330	△ 8,330	開催通知送料
	会議費	350,000	198,298	151,702	委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	500,000	500,760	△ 760	
	連絡調整費	180,000	171,750	8,250	関係団体諸祝金等
事業費		4,350,000	4,866,701	△ 516,701	
	県大会費	800,000	952,333	△ 152,333	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	423,769	△ 73,769	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	1,733,639	△ 333,639	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,400,000	1,422,920	△ 22,920	
	会報発行費	200,000	145,840	54,160	保育かながわ73.74号
	ホームページ経費	200,000	188,200	11,800	
研修・研究費		1,550,000	1,037,924	512,076	
	研修費	1,500,000	1,037,924	462,076	新任・専門講座Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ、食育
	調査研究費	50,000	0	50,000	
活動費		500,000	378,760	121,240	
	予対活動費	350,000	360,400	△ 10,400	全保協納入等
	専門委員会活動費	150,000	18,360	131,640	
負担金・補助		3,050,000	3,042,520	7,480	
	全保協・関プロ	1,485,000	1,510,350	△ 25,350	
	県社協	250,000	217,635	32,365	
	事務所使用料	65,000	64,535	465	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		388,000	0	388,000	
	予備費	388,000	0	388,000	
	合計	17,743,000	16,803,975	939,025	

貸借対照表

平成23年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	753,837		
ゆうちょ銀行振替口座	153,208		
流動資産合計		907,045	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			907,045
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			907,045

正味財産増減計算書

2010(平成22)年4月1日から2011(平成23)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)		
I 増加原因の部			
1 会費収入		7,284,100	
会員会費	5,264,100		
相談室会費	1,520,000		
準会員会費	500,000		
2 補助金収入		4,620,000	
県補助金	3,570,000		
県社協	550,000		
共同募金	500,000		
3 事業収入		2,195,000	
研修会	1,179,000		
行事	1,016,000		
4 協力金収入		1,736,238	
予対協力金	1,449,678		
保険会社	286,560		
5 雑収入		296,876	
図書あっせん等	296,442		
預金利子	434		
合 計			16,132,214
II 減少原因の部			
1 管理費		6,538,932	
人件費	5,996,451		
旅費	6,820		
福利厚生費	42,216		
消耗品費	278,434		
通信運搬費	118,249		
慶弔費	76,762		
雑費	20,000		
2 総務費		939,138	
総会費	68,330		
会議費	198,298		
委員旅費	500,760		
連絡調整	171,750		
3 事業費		4,866,701	
県大会費	952,333		
関プロ全国大会費	423,769		
行事	1,733,639		
相談室運営	1,422,920		
会報発行	145,840		
ホームページ経費	188,200		
4 研修費		1,037,924	
研修	1,037,924		
5 活動費		378,760	
予対活動費	360,400		
専門委員会活動	18,360		
6 負担金補助金		3,042,520	
全保協・関プロ	1,510,350		
県社協	217,635		
事務所使用料	64,535		
保育のつどい	50,000		
県保育士会	1,200,000		
合 計			16,803,975
当期正味財産増加額			△ 671,761
前期繰越正味財産額			1,578,806
期末正味財産合計額			907,045

監 査 意 見 書

平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。


平成 23 年 4 月 11 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光 様

監事

小川

是 

監事

石野美保子



神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果について

1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00～

3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪
横浜市西区北幸1-3-23 Tel 045-411-1111

4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会
後援

神奈川県、各市町、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、横須賀市社会福祉協議会、相模原市保育連絡協議会、神奈川県保育士会、神奈川県ゆりの会、神奈川県社会福祉婦人懇話会、神奈川県民間保育園協会、神奈川県保育士養成施設協会

5 実施内容

10:30～ 受付・開場 (司会 真壁総務部長)

11:00～12:15 第1部 式典(387名)

- 開会のことば(宮田副理事長)
- はなのおさなご斉唱(指揮*長岡保育園 長瀬 理恵、伴奏*同 高木 麻里)
- 主催者あいさつ(富田会長)
- 表彰式
 - ・歴代会長顕彰3名、
 - ・永年勤続表彰… 園長経験通算30年以上10名
保育士と園長経験通算35年以上54名
 - ・特別表彰5名
 - ・キャラクターデザイン入賞者表彰
- 来賓祝辞(松沢県知事、田島県議長、間宮大井町長、今里厚生労働省保育課長、小川全保協会会長)

○来賓紹介(県議会、関係団体、市町、関ブロ会長、養成校、ゆりの会、保育士会等
55名)

○祝電披露(茅ヶ崎市長、藤沢市長、伊勢原市長、海老名市長、綾瀬市長、千葉県保育
協議会会長、群馬県保育協議会会長)

○桃開き(松沢県知事、田島県議長、富田会長、都築委員長)

○お礼のごあいさつ(都築委員長)

12:25～13:00 **第2部 記念講演会(377名)**

「楽しい食・保育の中心は食にあり」

トゥーランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏

13:15～15:00 **第3部 祝賀会(370名)**

- ・開会のことば(都築委員長)
- ・来賓祝辞(松川関ブロ保育協議会会長、平野保育士養成施設協会会長)
- ・乾杯(加藤県部長)
- ・祝賀コンサート(出演者 ヴォクスレイ)
- ・閉会のことば(相馬副理事長)

6 配布物

- ・記念大会次第、受賞者名簿、ご来賓名簿、記念講演会レジュメ・プロフィール、
祝賀コンサートプロフィール
- ・50周年記念誌、協賛広告集、(各1,000部)
- ・記念品(桃饅頭詰め合わせ)

7 広告協賛数

	1/4 ページ	1/2 ページ	1 ページ	合 計
養成校	6	8		14
企業	52	36	26	114
関係団体	3	1	2	6
法人・施設	69	18	3	90
合 計	130	63	31	224

50周年記念大会の主な委員会開催状況

○21.12.10 顧問・正副理事長会議

- ・神奈川県保育会創立50周年記念大会計画（素案）を作成・協議
- ・1月の企画運営委員会から、具体的な実施に向けて準備を進めていくことを確認。
- ・顧問、正副理事長をメンバーとする運営実行委員会の設置。3つの担当別委員会を設置し、副理事長が委員長になることを決定。

○22.1.13 企画運営委員会

- ・理事長が、この委員会から準備をスタートさせることを宣言。
- ・神奈川県保育会創立50周年記念大会計画（素案）を協議・承認
- ・担当別委員会に、副理事長、理事、企画運営委員を配置することを決定。

○22.2.2 顧問・正副理事長会議

- ・神奈川県保育会創立50周年記念大会計画（案）を協議
- ・担当別委員会の主な活動内容と委員構成について協議。
- ・保育会の基金等を取り崩して、50周年記念大会事業費に繰り入れることを承認。

○22.2.10 企画運営委員会

- ・神奈川県保育会創立50周年記念大会計画（案）を協議

○22.4.14 企画運営委員会

- ・平成22年度保育会予算書（案）とは別に、創立50周年記念大会概算予算書（案）を特別会計としての総会提案を協議・承認。
- ・神奈川県保育会創立50周年記念大会計画（案）を協議

○22.5.19 企画運営委員会

- ・担当別委員会への企画運営委員の配属、今後の活動について協議

○22.6.11 第1回運営実行委員会（顧問・正副理事長）

- ・〈総務・式典〉後援団体・来賓リストの協議、表彰内容の協議、基調講演は脇屋詞二氏に依頼、アトラクションは今後検討。
- ・〈広報〉記念誌の寄稿予定者の協議、保育会のマスコット・イメージキャラ募集の協議。
- ・〈財務〉委員の追加参加、参加者一人当たりの概算費用の検討、広告集の作成協議。目標収入予算額（700万円）の決定。

○22.6.16 企画運営委員会

- ・理事長から、アトラクション候補者、イラスト公募方法についての提案を依頼。

○22.8.30 正副理事長会議

- ・ <総務・式典> 記念大会の三部構成内容を決定。被表彰者範囲・来賓リストの協議。参加者募集方法・会費・記念品等の協議。
- ・ <広報> 記念誌ページレイアウト案・作成スケジュール・保育会のあゆみ（年表）の協議。記念誌デザイン案の協議・決定。
- ・ <財務> 会場・イメージキャラ募集の協議。広告予算・広告サイズ・料金・依頼文等の協議。

○22.9.16 第2回運営実行委員会（顧問・正副理事長）

- ・ 22.8.30 の正副理事長会議の検討概要を顧問に報告・協議。
- ・ 同日の企画運営委員会に、各委員長から、委員会の取組み状況について報告・協議。

○22.10.13 企画運営委員会

- ・ 各委員長から、委員会の取組み状況について報告・協議。広告募集に関する協力要請。

○22.11.10 第3回運営実行委員会（顧問・正副理事長）

- ・ <総務・式典> 大会内容の確認・出演者との交渉協議。来賓招待状・一般参加者案内状の送付協議。表彰選考委員会の開催・記念品の協議。
- ・ <広報> 記念誌の発行部数・見積りの状況報告・印刷会社の決定。保育会のあゆみ（年表）修正版の協議・決定。大会記録の「保育かながわ特集号」の発行協議・決定。
- ・ <財務> 補正予算の編成協議・決定。会場使用料等見積りの状況報告。協賛広告の状況報告。イメージキャラ募集結果の報告。

○22.12.3 企画運営委員会

- ・ 各委員長から、委員会の取組み状況について報告・協議。
- ・ 祝賀コンサート出演はヴォクスレイ。各担当の責任者配置を決定。

○22.12.10 表彰選考委員会（顧問、理事長、表彰選考委員3名、総務・式典委員3名）

- ・ 大会会長感謝（顕彰）、永年勤続表彰・特別表彰受賞者を選考・決定。

○23.1.12 企画運営委員会

- ・ 各委員長から、委員会の取組み状況について報告・協議。
全体進行案、各担当業務案の協議。目標参加者数の確認・今後の行動協議。
記念誌の原稿・レイアウト決定、入稿決定。
参加者増への協力依頼。協賛広告の原稿確認。着ぐるみ発注。

○23.2.2 拡大委員会（顧問・正副理事長、理事、係責任者等）

- ・ 来賓、受賞者、一般参加者の出席状況の確認。会場担当との打合せ結果の報告。式次第等配布資料の協議・決定。顕彰・表彰文の協議・決定。受賞者記念品の協議・決定。

協賛広告の状況報告。式進行・役割案の協議。

・各事業支出見積りの確認・協議。

○23.2.17 拡大委員会（顧問・正副理事長、理事、係責任者等）

・来賓、受賞者、一般参加者の出席状況の確認。来賓、受賞者名簿の確認・決定。司会進行シナリオ案の協議・決定。来賓・受賞者席次表案の協議・決定。係員マニュアル案の協議・決定。会場看板・スタンド花等の協議・決定。

神奈川県保育会50周年記念大会収支決算書

収入金額 9,937,043

支出金額 9,258,918

残高 678,125

2011.4.5現在

【 収入の部 】

単位 円

項	目	当初予算	補正予算	収入済額	比較増減	摘 要
会 費		2,500,000	3,500,000	3,090,000	△ 410,000	
	参加会費	2,500,000	3,500,000	3,090,000	△ 410,000	+30,000
補助金		0	100,000	100,000	0	
	社協補助金	0	100,000	100,000	0	
雑収入		2,500,000	4,000,000	5,191,241	1,191,241	
	広告収入	1,500,000	3,500,000	3,190,000	△ 310,000	+300,000
	雑収入		1,100,000	1,000,241	△ 99,759	
	祝 儀	1,000,000	500,000	1,001,000	501,000	協賛金を含む
基金繰入		1,555,329	1,555,329	1,555,802	473	
	保育事業推進基金	1,225,884	1,225,884	1,226,309	425	預金利息
	特別事業積立金	329,445	329,445	329,493	48	預金利息
合 計		6,555,329	9,705,329	9,937,043	231,714	+330,000

【 支出の部 】

単位 円

項	目	予 算	補正予算	支出済額	比較増減	摘 要
事業費		2,700,000	5,650,000	4,836,524	813,476	
	総務委員会	700,000	1,250,000	1,201,110	48,890	式典、講演講師料等
	広報委員会	1,000,000	650,000	646,170	3,830	記念誌印刷費
	財務委員会	1,000,000	3,750,000	2,989,244	760,756	会場費等 +200,000
祝賀会費		3,500,000	3,200,000	4,422,394	△ 1,222,394	
	祝賀会費	3,500,000	3,200,000	4,422,394	△ 1,222,394	370名参加
予備費		355,329	1,235,329	0	1,235,329	
	予備費	355,329	1,235,329	0	1,235,329	
合 計		6,555,329	10,085,329	9,258,918	826,411	+200,000


監 査 意 見 書

神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の事業及び決算については、
関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 23 年 4 月 11 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 都築 融光 様

監事 小川 

監事 石野美保子 

第45回

神奈川県保育事業大会係員資料

開催日 平成23年4月23日(土)

9:00 ~ 16:30

場所 神奈川県社会福祉会館

会場案内

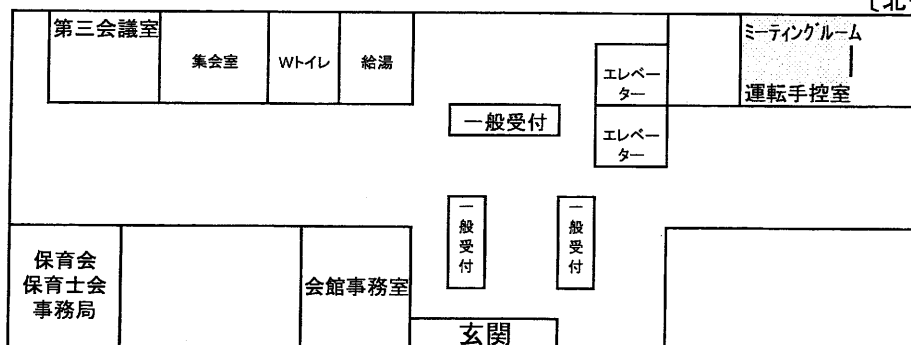
階	項目	場所	時間
1F	一般受付	正面玄関	9:00 — 10:00
	来賓ドライバー控室	ミーティングルーム	9:30 — 11:00
2F	来賓・受賞者受付	講堂前	9:00 — 10:00
	来賓控室	役員室	9:30 — 11:30
	式典	講堂	10:00 — 11:00
	保育士会総会	講堂	11:10 — 12:30
	研究発表第三会場	講堂	13:30 — 15:50
	分科会打合せ会場	第2会議室	12:40 — 13:20
	処理委員会	第2会議室	16:00 — 16:30
	大会運営委員控室	第1会議室	8:30 — 16:30
4F	保育会総会	第1・第2研修室	11:10 — 12:30
	研究発表会第一会場	第1・第2研修室	13:30 — 15:50
	研究発表会第二会場	第3・第4研修室	13:30 — 15:00
	総会出席以外の食事場所	第3・第4研修室	11:30 — 13:00

会場全館見取図

1階

一般受付 来賓運転手控室 研究発表記録係事後整理会場

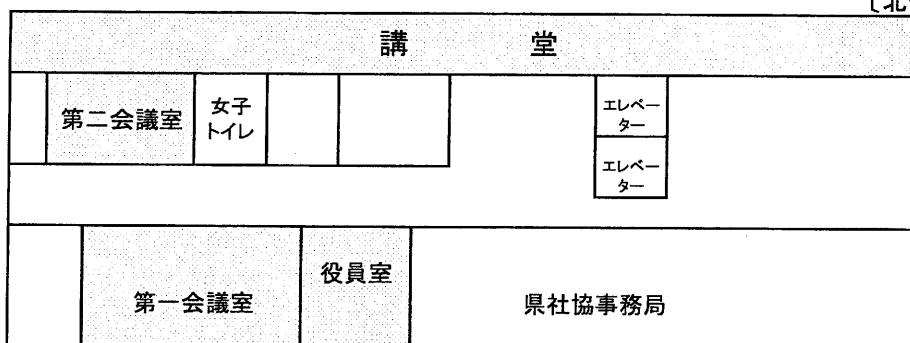
〔北側〕



2階

来賓受付 受賞者受付
 式典会場 保育士会総会会場 研究発表第3会場 研究発表者・議長・幹事・記録打合わせ会場
 処理委員会 来賓控室 役員控室 保育士会昼食会場

〔北側〕



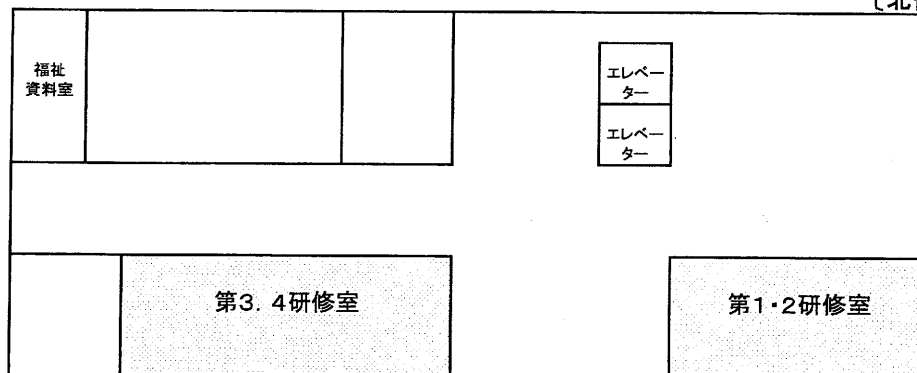
3階

— 使用せず —

4階

保育会総会会場 研究発表第1会場及び第2会場 保育会昼食会場 その他昼食会場

〔北側〕



第45回神奈川県保育事業大会進行表

9:00	受付	〔一般〕	1F 玄関ロビー
		〔来賓・受賞者〕	2F ロビー
10:00-11:00	式典		2F 「講堂」
11:10-12:30	総会	4F 「第一・第二研修室」	保育会
		2F 「講堂」	保育士会
	総会関係者以外の方		
	昼食	11:30 — 13:00	4F 「第三・第四研修室」
12:30-13:30		昼食	12:30 — 13:30
12:40-13:20		研究発表者・議長・幹事・書記 打合せ(昼食摂りながら)	
13:30-15:50	研究発表		
	第一会場	4F 「第一・二研修室」	
	第二会場	4F 「第三・四研修室」	
	第三会場	2F 「講堂」	
16:00	終了		
16:00-16:30	処理委員会 (保育会委員)	2F 「第二会議室」	

【日程・会場】

9:00	10:00	11:00	11:10	12:30	13:30	15:50	16:00	16:30
受付	式典	総会	昼食	研究発表・討議		処理委員会		
1階 一般参加	2階 講堂	○ 保育会 4階 第一・二研修室	4階 全室	[第一会場] 4階第1・2研修室 約 名		2階 第2会議室		
2階 来賓 受賞者		○ 保育士会 2階 講堂	2階 講堂	[第二会場] 4階第3・4研修室 約 名				
		◎ 総会関係者外 昼食 11:30~ 4F 第3・4研修室	○研究発表 打合せ昼食 2階 第2会議室	[第三会場] 2階 講堂 約 名				

第45回保育事業大会業務分担総括表(案)

敬称略

区分	場所	人数	委員名
業務総括		3	宮田 山本 真壁
式典運営	2F 講堂	5	[進行司会]真壁(近藤) [司会補助] 三瓶 [開会のことば] 宮田
一般受付	1F 玄関ロビー	5	吉田 鈴木 瀬戸 中村 古内 大林
来賓・受賞者受付	2F ロビー	5	保育士会 村上 小西 鈴木 松岡 山本
来賓・受賞者受付	2F ロビー	4	露木 土屋 府川 棚木
永年表彰受付	2F ロビー	5	保育士会 武浪 小川 長船 渡邊 寺本
賞状・記念品授与	講堂 壇上	3	[永年の賞状と記念品、] 都築 介添え 三崎 中島(光) 諏訪部
		3	[保育賞の記念品] 富田 介添え 高倉 栗田
来賓接待	2F 役員室	4	高木 飯嶋 野中 若林 中村
式典会場設営	2F 講堂	*	真壁 山本 瀬戸 岩澤 富田 県社協 事務局
式典会場確認			相馬 榎居 萩原 大塚 伊澤
保育士会 総会	2F 講堂	8	[会場設営] 保育士会 (広報部・研修部)
保育会 総会	4F 第1・2研修室		[議長] 都築 [議案説明]事務局 [司会]真壁
弁当配布	2F ロビー	*	[会場設営] 県社協 事務局 (保育士会)
写真・記録			[来賓] [総会会場:4階第1・2研修室] [食事会場:4階第3・4研修室] [2階発表者打合せ会場] [2階保育士会総会会場] 保育会 岩澤 中島(利) 保住 保育士会
発表会場	4F 研修室 2F 講堂	14	[第一会場] 議長:近藤 幹事:飯嶋 記録:小川 寺本 [第二会場] 議長:瀬戸 幹事:渡邊 記録:下里 相原 [第三会場] 議長:川名 幹事:若林 記録:長船 田中 [設営] 第一会場: 保育会 第二会場: 県社協 事務局 第三会場: 保育士会 発表者打合せ会場: 直前全員

役割分担における職務の内容

集合時間:8時30分 2階 第1会議室

役職名	場所	時間	職務の内容
一般受付	I階 正面玄関	8:45 から 10:00	① 正面玄関 入り口 長テーブル2脚設置 ② 大会資料・受賞者名簿を渡す→出席者名簿のチェック不要 ③ 来賓・受賞者の受付は2階の旨伝える ④ 来賓のドライバー控室はI階「第3会議室」ですので誘導する
来賓・受賞者の受付	2階 講堂前	8:45 から 10:00	① 長テーブルを役員室前と講堂前に各2脚設置 ② 大会資料・受賞者名簿を渡す ③ 来賓には、赤ハラ胸花 大臣表彰・県保育賞受賞者にはピンクの胸花 永年勤続受賞者にはリボンを付ける、永年代表はピンクの胸花 ④ 来賓は役員室へ 受賞者は講堂最前列 名前入の指定席へ案内 ⑤ 永年勤続受賞者は賞状・記念品の置いてある名前入の指定席へ案内 代理で受け取る場合は園名・氏名を確認し記入する
来賓接待	2階 役員室	9:00 から 10:00	① 到着のつどお茶だし ② 9:55に舞台に設置の指定席に案内する ③ 式典終了後 直ちに 昼食・お茶の接待 ④ お付のドライバーの弁当は第3会議室(駐車場)等にて渡す
賞状授与式 介添え	2階 講堂壇上	10:00 から 11:00	① 永年勤続表彰の介添え(代表者)園長 保育士 調理員 の代表 ② 大臣表彰者への記念品贈呈における介添え ③ 県保育賞受賞者への記念品贈呈における介添え
会場設営	式典会場 総会会場 発表者 打合会場 第1会場 第2会場 第3会場	前日実施 11時まで 11時まで 12時半まで 12時半まで	①2階講堂 ①4階第1・2研修室 ①2階第2会議室 ①4階第1・2研修室 ①4階第3・4研修室 ①2階講堂 ②レイアウト図により会場をつくる ② 同上 ③表示張り紙をする ② 同上 ③同上 ②同上 ②同上 ②同上
弁当配布		11:30	配布先は①2階「来賓控室」②発表者打合わせ会場2階「第2会議室」 ③4階「第1・2研修室 ④4階「第3・4研修室」 ⑤2階「講堂」 ⑥1階「第3会議室」
議長・幹事 記録	発表会場	13:40 から 16:00	① 該当委員に別途配布

研究発表 議長・幹事・記録係

敬称略

区 分	議 長	幹 事	記 録 係
第一会場 4階 第1, 2 研修室	小田原市 久野保育園 園長 近藤 正浩	横須賀市 鴨居保育園 園長 飯嶋 恵美子	茅ヶ崎市 室田保育園 保育士 小川 こずえ 開成町 酒田保育園 保育士 寺本 三紗
第二会場 4階 第3, 4 研修室	南足柄市 塚原保育園 園長 瀬戸 雄三	座間市 座間保育園 園長 渡邊 廸子	横須賀市 長井保育園 保育士 下里 保代 横須賀市 追浜保育園 保育士 相原 浩子
第三会場 2階 講堂	三浦市 初声保育園 園長 川名 克美	逗子市 沼間愛児園 園長 若林 順子	伊勢原市 大原保育園 保育士 長船 薫 綾瀬市 大上保育園 保育士 田中 智恵子

意見発表会場使用機器等

第一会場	第1発表 小田原市・	パソコン	プロジェクター 保育会
	第2 藤沢市・	パソコン	プロジェクター 保育会
	第3 秦野市・	パソコン	プロジェクター 保育会
第二会場	第1発表 大和市・	パソコン	プロジェクター NPO－フュージョンコム
	第2 県保育士会保育内容・	パソコン	プロジェクター NPO－フュージョンコム
第三会場	第1発表 座間市・	パソコン	プロジェクター 高齢協
	第2 平塚・中郡保育士会・	パソコン	プロジェクター 高齢協
	第3 鎌倉市保育士会・		

式典来賓名簿

平成23年4月23日(土)

敬称略

No.	所 属	職 名	氏 名	備考
前列 1	神奈川県保健福祉局	福祉・次世代育成部長	かとう よしあき 加藤 芳明	祝辞
2	神奈川県議会	副議長	ますだ はやお 益田 はやお	祝辞
3	神奈川県市長会	副会長・海老名市長	うちの まさる 内野 優	祝辞
4	神奈川県保育士養成施設協会	会長 横浜女子短期大学学長	ひらの けんじ 平野 建次	祝辞
5	(財)神奈川県民間保育園協会	事務局長	すずき しんいち 鈴木 真一	
6	神奈川県保健福祉局 福祉・次世代育成部	次世代育成課長	ふなもと かずのり 船本 和則	
7	小田原女子短期大学	学長	こぬま はじめ 小沼 肇	
8	鎌倉女子大学	教授	いしかわ おさむ 石川 修	
9	関東学院大学	人間環境学部 人間発達学科長	ほがり たけし 帆苅 猛	
後列 10	國學院大學幼児教育専門学校	学校長	あらかわ みゆき 荒川 御幸	
11	ソニー学園 湘北短期大学	教授	おおつか しゅうい 大塚 習平	
12	聖セシリア女子短期大学	学科長・教授	おおたに じゅんいち 大谷 純一	
13	洗足こども短期大学	幼児教育保育科長	おちあい たかふみ 落合 俊文	
14	鶴見大学短期大学部	保育科長・保育科教授	やまだ よしろう 山田 吉郎	
15	田園調布学園大学	子ども未来学部 学部長	やすむら きよみ 安村 清美	
16	聖ヶ丘教育福祉専門学校	副校長	ふるさわ のぼる 古澤 昇	
17	横浜高等教育専門学校	副校長	さかがみ けんじ 坂上 健司	
18	横浜こども専門学校	副校長	すぎやま まこと 杉山 誠	

平成23年度 記念品贈呈者名簿

2011/4/23

(敬称略)

区分	所属	お名前	出欠	備考
1 厚生労働大臣表彰	相川保育所	いわさき きょうこ 岩崎 京子	欠	厚木市
2	花水台保育園	さとう ともこ 佐藤 智子	出	平塚市
3 県保育賞	華綾保育園	なかむら れいこ 中村 麗子	出	南足柄市
4	長井婦人会保育園	まちだ れいこ 町田 礼子	出	横須賀市

式典会場のレイアウト(2F講堂)

平成23年4月23日(土)

- | | |
|---------------------|-------|
| 1 都築 保育会理事長 | 10 後列 |
| 2 富田 保育士会会長 | 11 |
| 3 矢野 県社会福祉協議会常務理事 | 12 |
| 4 宮田 保育会副理事長 | 13 |
| 5 相馬 保育会副理事長 | 14 |
| 6 榊居 保育会副理事長 | 15 |
| 7 萩原 保育会副理事長 | 16 |
| 8 富田 保育会顧問 | 17 |
| 9 遠藤 保育士会副会長 | 18 |
| 10 相磯 保育士会副会長 | |
| 1 加藤 県福祉・次世代育成部長 | |
| 2 益田 県議会副議長 | |
| 3 内野 県市長会副会長 | |
| 4 平野 県保育士養成施設協会会長 | |
| 5 鈴木 民間保育園協会事務局長 | |
| 6 船本 県次世代育成課長 | |
| 7 小沼 小田原女子短期大学 | |
| 8 石川 鎌倉女子大学 | |
| 9 帆村 関東学院大学 | |
| 10 荒川 國學院大學幼児教育専門学校 | |
| 11 大塚 湘北短期大学 | |
| 12 大谷 聖セシリア女子短期大学 | |
| 13 落合 洗足こども短期大学 | |
| 14 山田 鶴見大学短期大学部 | |
| 15 安村 田園調布学園大学 | |
| 16 古澤 聖ヶ丘教育福祉専門学校 | |
| 17 坂上 横浜高等教育専門学校 | |
| 18 杉山 横浜こども専門学校 | |

司会

演壇

保育賞	1	1	1	1	1	1	1		永年代表
保育賞									保育士
保育賞									保育士
保育賞									調理員
保育賞									記念品贈
保育賞									永年代表
保育賞									保育士
保育賞									保育士
保育賞									調理員
保育賞									記念品贈

各列20席

永年受賞者 →

永年受賞者 →

後方に150席を配置する

研究発表の概要

☆第一会場 0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方 —子育てと子育て家庭を支える保育所となるために—

- ①0・1・2歳の現状と保育・子育て支援のあり方
小田原市保育士会保育内容研究委員会

フリーテーマ

- ②ことば ～コミュニケーションの力を育てるために～
藤沢市保育士会

- ③エコを意識した保育 ～子どもの心を育てよう～
秦野市保育会保育内容研究会

☆第二会場 家庭との連携による食育の推進 —子どもの食事と栄養・食育を考える—

- ①家庭との連携による食育の推進
大和市公立保育園

フリーテーマ

- ②「子どもと睡眠」 ～いきいきと遊ぶために～
神奈川県保育士会保育内容研究会

☆第三会場 フリーテーマ

- ①ボール遊びについて ～ボール遊びを通して育つもの～
座間市保育士会・座間市保育内容研究会

- ②身近なおもちゃで遊ぼう
～ペットボトル・キャップ・ボタン・洗濯ばさみを使って～
平塚・中郡 保育士会

- ③親子あそび ～親子のふれあいのために～
鎌倉市保育士会保育内容研究会

研究発表における議長/幹事/記録係

平成23年4月23日

議長

(1) 幹事の紹介を受け開会のあいさつ

司会兼務

(2) 発表者と発表テーマを紹介

(3) 発表時間の周知 説明30分 質疑応答と討議を含め 合計40分

(4) 発表が終了したら質問を誘導する

(5) 発表内容を簡単に総括し、第一発表を終了する

(6) 続いて、第二発表者と発表テーマを紹介する

(7) すべて終了したら幹事にバトンタッチする

幹事

(1) 全体の進行と会場整理の状況を事前にチェックする

(2) 開会の宣言。議長、記録係の紹介

(3) 質疑の少ないときは 議長を助け質問を誘導する

(4) 全体の終了を見届け「閉会宣言」をする

(5) 関ブロ保育研究大会への参加を呼びかける

⇒7月14日(木)～15日(金)千葉市 名鉄観光サービス(株)千葉支店宛 6月1日(水)まで

記録係

(1) 発表要旨、質疑応答の記録

(2) 1発表につき 罫紙1枚程度にまとめる。なるべく箇条書きとする

(3) 研究発表後の整理は1階第三会議室を使用する

処 理 委 員 会 進 行

平成23年4月23日

2階第2会議室

司会 山本理事

司会

・開会

ただいまから、処理委員会を開催いたします。

相馬副理事長

- ・この委員会で第51回関東ブロック保育研究大会の意見発表者の確認させていただきます
- ・また、同関ブロ大会 第3分科会「3歳以上児(異年齢保育)の現状と保育・子育て支援のあり方」の議長も今回 神奈川県から出すことになっていますのでこの選出もお願い致します

司会

・はじめに 理事長あいさつ をお願い致します

都築理事長

・あいさつ

司会

・これより、議事に入らせて頂きます

相馬副理事長

- ・最初に意見発表者の選出をお願い致します
- ・本県の割り振りは 第2分科会「0・1・2歳の現状と保育・子育てのあり方」と第5分科会「家庭との連携による食育の推進」ですのでこの確認をお願いいたします
- ・第2分科会「0・1・2歳の現状と保育・子育てのあり方」の発表者は 小田原市 だけです。ですのでよろしくお願いします。
- ・つぎに、第5分科会「家庭との連携による食育の推進」について大和市だけです。ですのでよろしくお願いいたします。
分科会の意見発表原稿は既に千葉市に送っております
必要事項は事務局から連絡します
- ・つづいて、第3分科会の議長についてであります。推薦をお願い致します

⇒ 決定

司会

・閉会

- ・関ブロの開催要綱(黄色の冊子)は先日(4月5日)各園に送付してあります
- ・申込みは名鉄観光サービス㈱千葉支店宛へ6月1日まで直接申込みとなっています。まだ、申し込みをされていない園は、お問い合わせの上、よろしくお願い致します
- ・ これをもちまして 本日の大会行事は全て終了しました。ご協力有難う御座いました

第45回神奈川県保育事業大会開催要綱

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

1 趣 旨

子育てにおける不安や孤立感をいなく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

- 2 主 催 神奈川県保育会・神奈川県保育士会・神奈川県社会福祉協議会
- 3 後 援 神奈川県・神奈川県共同募金会・神奈川県民間保育園協会
(予定)
- 4 日 時 平成23年4月23日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)
- 5 会 場 神奈川県社会福祉会館(横浜市神奈川区沢渡4-2 Tel045-311-8754)
- 6 来 賓 神奈川県知事・神奈川県議会議長・神奈川県児童福祉審議会委員長・
(予定) 市長会会長・町村会会長・民間保育園協会理事長・保育士養成校長 等
- 7 参加者 (1) 保育園の園長・保育士等
(2) 県・市・町の関係職員
(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員
(4) その他
- 8 日 程
 - ・ 9:00 来賓・受賞者受付
 - ・ 10:00~11:00 式典
 - ・ 11:10~12:30 総会(保育会、保育士会)
 - 昼 食 ・ 休 憩 —
 - ・ 13:30~15:50 研究発表・討議
 - ・ 16:00~16:30 処理委員会

平成 23 年 4 月 4 日

一般社団法人神奈川県保育会
神奈川県保育士会
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 都築 融光
神奈川県保育士会
会長 富田 弘美

東北地方太平洋沖地震にかかわる被災地支援
募金活動への協力について(お願い)

去る 3 月 11 日の地震により、東北地方・関東地方を中心に、広域にわたる甚大な被害が発生しており、福祉関係施設でも死者を含めた大きな被害が出ております。

全国保育協議会では、3 月 15 日に常任協議会を開催し、被災地情報の把握に努めるとともに、被災地の保育所及び子どもと子育て家庭等を支援するための募金を保育三団体(全国保育協議会、日本保育協議会、全国私立保育園連盟)で共同実施することとし、全国保育士会もこれに協力することになり、募金口座を開設して、募金への協力について保育所職員、保護者をはじめ関係の皆様方に広く周知、ご協力方の依頼がきております。

そこで、神奈川県保育会と神奈川県保育士会は、この趣旨に賛同して、次により、募金活動を開始するとともに、今後被災地における保育所運営の支援、保育ニーズへの対応に係わる活動等についても検討していきたいと考えておりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 募集期間 平成 23 年 4 月 23 日(土)まで
各園でとりまとめの上、2 のいずれかの送金口座に、4 月 26 日(火)までをお願いいたします。

- 2 送金口座

①[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 0215851

神奈川県保育会 会長 都築融光

振込手数料はご負担願います。

②[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

同封の払込取扱票をご利用ください。手数料は不要です。

3 その他

神奈川県保育会で、とりまとめの上、「保育三団体被災地支援募金」口座(三井住友銀行・東京公務部)へ義援金として送金いたします。

問合せ先 一般社団法人神奈川県保育会

Tel 045-311-8754

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆東北地方太平洋沖地震における保育所の被害状況を調査中◆

全国保育協議会では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況を現在、調査中です。3月29日現在の情報では、別紙のとおり宮城県、岩手県、福島県の3県で、開所している保育所が337、閉所している保育所が126、その他456になっています。リストを見ていただくとわかるように、沿岸部など被害の大きかった地域および福島原発の関係で避難を余儀なくされている地域の情報がまだあまり入ってきていない状況です。全保協では、29日より佐藤秀樹常任協議員（北海道・東北ブロック保育協議会会長）と事務局の小川副部長が仙台市に入り、情報収集に努めておりますので、情報が入り次第、ご報告をさせていただく予定です。また、被災地にある保育所の情報をお持ちの方は、メールにて情報を寄せていただきますようお願いいたします。

（アドレスはこちら⇒hoiku-saigai@shakyo.or.jp）

なお、すでにご案内しておりますが、被災された保育所への支援を目的として、社会福祉法人 全国社会福祉協議会全国保育協議会、社会福祉法人日本保育協会、社団法人全国私立保育園連盟の三団体合同で義援金を募集しています。28日現在、保育関係者から、1,642万1,893円が「保育三団体被災地支援募金」に寄せていただいております。今回の地震では、津波等の被害により全壊している保育所も多数発生しているという情報も寄せられていますので、ぜひ保育関係者の皆様、会員保育所の皆様のご支援、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

また、被災地での拠点の確保、受け入れ体制の整備等の状況を見つつ、並行して保育所運営への支援、保育ニーズへの対応に関わる活動等について検討することといたしております。支援実施の際は、会員の皆様にご協力をいただきたく存じますので、併せてご配慮いただきますようお願いいたします。

<保育三団体被災地支援募金>振込口座

金融機関：三井住友銀行

支店名：東京公務部（店番号：096）

口座：普通預金 167251

口座名義：「保育三団体被災地支援募金」

（ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン）

※ 三井住友銀行本支店（ATMを含む）より振り込む場合、振込手数料受取人払いをご選択いただけます。

**東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関わる
保育三団体被災地支援募金事業
実施要綱**

1. 目的

本事業は、名称を東北地方太平洋沖地震保育三団体被災地支援募金事業（以下、「募金事業」という。）とし、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災地域における保育所および保育活動等を支援することを目的とする。

2. 実施主体

募金事業の実施主体は、社会福祉法人日本保育協会、社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の三団体（以下、保育三団体）とする。

3. 募金の募集

募金の募集は、平成23年3月17日～平成23年4月28日を期間として募集する。ただし、状況に応じ保育三団体で協議のうえ延長することができるものとする。

4. 募金の管理

募金は、社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会が専用の口座を開設して管理することとする。

なお、管理は社会福祉法人全国社会福祉協議会全国保育協議会の他の事業と明確に区分できる方法で行うものとする。

5. 募金の使途

募金は被災地域の保育所、保育組織、および被災地域における保育活動を支援することを目的として行われる次の事業等を主な使途とする。

- (1) 被災した保育施設の補修、再建に関わる費用
- (2) 被災した保育施設が必要とする物品の購入に関わる費用
- (3) 被災地において行われる保育活動及び保育活動を支援する活動で、被災地の保育組織または保育三団体が必要と認めた活動に関わる費用
- (4) 保育三団体が直接実施する事業費、振込み手数料などの事務に関わる経費
ただし、募金総額の5%以下とする。
- (5) その他、保育三団体が必要と認めた事業に要する費用

6. 募金の配分先

募金の配分先は、原則として次のとおりとする。

- (1) 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により災害救助法が適用されている地域のうち、平成23年3月11日～平成23年4月28日までの期間において、被害を受けた保育所が所在する都道府県・指定都市等の保育組織
- (2) その他、上記に準ずる地域で保育三団体が必要と認めたところ

7. 募金の配分決定等

募金の配分決定は、保育三団体のそれぞれの団体を代表する者の合意をもって行うこととする。

**◆ 被災児童の柔軟な受入れに向けて◆
～ 保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A ～**

厚生労働省は、3月25日付で事務連絡「保育所に係る『東北地方太平洋沖地震』Q&A」を都道府県・指定都市・中核市保育担当部局宛に発出しました。このQ&Aは、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、避難を余儀なくされている子どもに必要な保育を継続的に行うという児童福祉の観点から、柔軟かつ弾力的な制度運用を行うため、各都道府県等から寄せられている疑義照会に回答したものです。

詳細は添付資料をご参照いただきたいと思います。3月30日の朝日新聞の「認可保育所の基準緩和」

という報道では最低基準をこの機会に切り下げたかのように受け取れる書きぶりがありました。実際は「被災地からの避難者の児童を保育する場合、児童福祉施設最低基準を下回ることが認められるか」という質問に「利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、被災児童の受入れにより、最低基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えている」という回答を行っており、一時的に被災地の児童を受け入れるために基準を下回ることにはやむをえないとしたものです。

■認可保育所の基準緩和
 菅政権は東日本大震災で被災した子どもたちの保育支援策として、認可保育所の保育士の配置や設備に関する基準を緩めた。復旧活動にあたる被災世帯の入所を優先することも決めた。29日までに都道府県などに通知した。

◆ 待機児童は 4万 8,356 人 ◆

～ 保育所入所待機児童数（平成 22 年 10 月）について ～

厚生労働省は、3月8日に平成22年10月1日現在の待機児童数を公表しました。この公表によると、平成22年10月の待機児童数は4万8,356人で、前年の同月に比べ2,298人増加しています。また平成22年4月の待機児童数2万6,725人から2万2,081人（1.8倍）増加しています。

このうち10月1日現在の待機児童数が多い都市は、多い順に東京都（11,499人）、沖縄県（2,695人）、横浜市（2,493人）、埼玉県（1,943人）、大阪府（1,886人）と都市部と沖縄県に集中しています。待機児童の年齢も、3歳未満児が87.7%（4月時点では81.9%）と多くなっています。

※ 詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014191.html>

（厚生労働省＞報道発表資料＞2011年3月）

◆ 指導監督基準に適合していないベビーホテルは 58% ◆

～ 認可外保育施設の現況（平成 22 年 3 月 31 日現在） ～

厚生労働省は、3月25日には「平成21年度認可外保育施設の現況取りまとめ」を公表しました。この資料によると、平成22年3月31日現在の認可外保育施設は7,400か所であり、前年（7,284か所）と比べ、116か所の増となっています。内訳は、ベビーホテルが前年比61か所減の1,695か所、その他の認可外保育施設が前年比177か所増の5,705か所です。

入所児童数は179,676人であり、前年（176,421人）と比較して3,255人の増となっています。年齢別では3歳未満児が90,029人、3歳以上児が80,886人と半々の状況になっています。保育時間帯別入所児童数をみると、24時間保育されている者が417人（1%）、主に夜間に保育されている者が5,041人（17%）、主に昼間に保育されている者が24,386人（79%）という結果が出ています。

また、認可外保育施設に対する点検結果および指導状況では、ベビーホテルの58%（752か所）、その他の認可外保育施設の46%（1,831か所）が指導監督基準に適合しておらず、口頭指導もしくは文書指導を受けています。

※詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015xus.html>

（厚生労働省＞報道発表資料＞2011年3月）

添付物：①被災地の保育所の開所状況

②保育所における「東北地方太平洋沖地震」Q&A

③平成23年度児童福祉週間 実施要綱

宮城県

	開所	閉所	その他
気仙沼市		12	
南三陸町		5	
石巻市			33
女川町		3	2
東松島市			12
松島町	2	2	
利府町		7	
塩竈市		10	2
七ヶ浜町		2	
多賀城市	5	4	
名取市	7	1	
岩沼市	6	3	
亘理町			5
山元町			4
丸森町	3		3
角田市	2		
大河原町		3	2
柴田町	3		
村田町	1		
蔵王町	2		
白石市	4	2	3
七ヶ宿町	1		
川崎町	1		1
大和町	2		
大衡村			1
富谷町		4	2
大郷町			1
色麻町		2	
加美町		4	1
大崎市	23		3
栗原市	5	9	
登米市	17	1	
涌谷町	2		
美里町	2		
合計	88	74	75

※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

岩手県

	開所	閉所	その他
一関市	4		25
遠野市			13
奥州市	4		24
岩泉町			3
山田町			9
田野畑村			1
花巻市	32		
釜石市	3	1	3
葛巻町			4
岩手町			5
雫石町			6
滝沢村			14
住田町			2
久慈市			18
宮古市			17
九戸村			4
野田村	1		3
軽米町			2
洋野町			9
紫波町			4
矢巾町	1		6
大槌町	1	1	6
盛岡市	17		36
平泉町			2
大船渡市	2	1	9
金ヶ崎町			2
藤沢町			5
一戸町			5
二戸市			8
八幡平市			10
大迫町			1
北上市			17
陸前高田市			10
西和賀町			5
合計	65	3	288

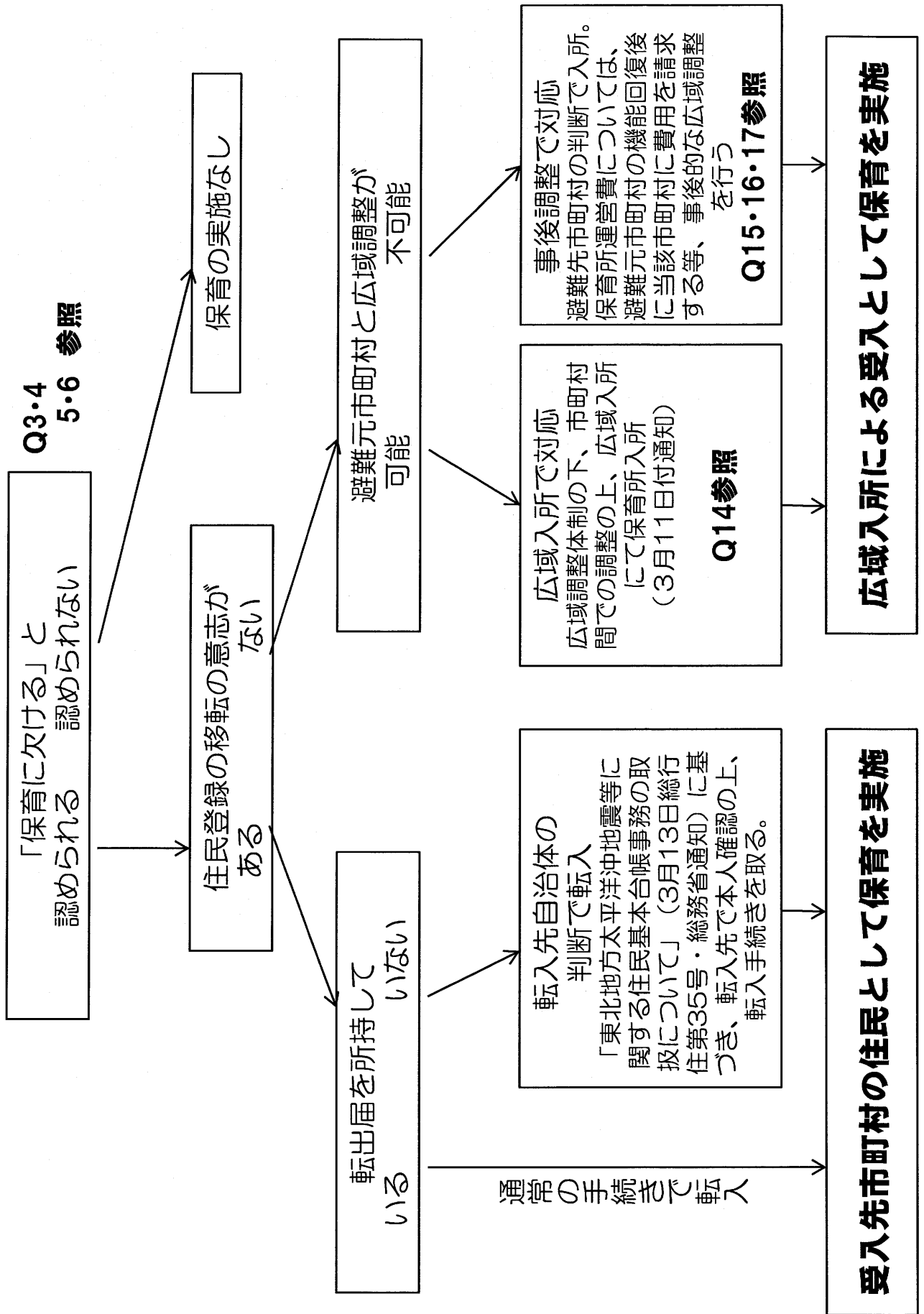
※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

福島県

	開所	閉所	その他
いわき市	18	24	20
大玉村	1		
桑折町	1		
国見町	1		
川俣町			1
月舘町	1		
伊達市	9		
会津坂下町			1
湯川村			1
柳津町			2
会津若松市	19		
鏡石町			2
天栄村			2
喜多方市			14
郡山市	39		
須賀川市	9	1	5
西郷村	2		1
矢吹町			3
玉川村		1	
古殿町		1	
石川町	4		
浅川町			1
平田村		2	
広野町		1	
川内村			1
双葉町			1
大熊町			1
楢葉町		1	2
富岡町			2
浪江町			2
新地町			3
飯館村			1
相馬市			4
会津美里町			6
金山町			2
三島町			1
昭和村			1
三春町		4	
小野町	3	1	
常葉町		1	
船引町		1	
大越町		2	
滝根町		1	
都路町		1	
鮫川村	1		
棚倉町	2		
塙町	1		
矢祭町			1
下郷町			2
只見町			3
南会津町	1		6
南相馬市		7	
二本松市	9		
白河市	10		
福島市	43		
本宮市	6		
西会津町	1		
猪苗代町	3		
磐梯町			1
合計	184	49	93

※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

被災地からの避難児童の保育所受け入れフローチャート



事務連絡
平成23年3月25日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 保育担当部局 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、各市町村の保育所についても多くの被害を受け、また多くの方々が避難所への避難、県外への避難等を余儀なくされている状況にあります。このような緊急事態においても、子どもに必要な保育を継続的に行うという児童福祉の観点から、柔軟かつ弾力的な制度の運用が必要となります。こうした状況を受け、これまでも各都道府県等から様々な疑義照会等が寄せられているところです。

このため、これまでに照会のあった事項や、今後生じる可能性のある事項について、別添のとおりQ&Aをまとめましたので、連絡いたします。

なお、本事務連絡は、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成23年3月11日雇児総発0311第1号・社援総発0311第1号・障企発0311第1号・老総発0311第1号）に関する補足であることを申し添えます。

また、このほかにも疑義等があれば、随時御照会くださいますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

代表：03-5253-1111

直通：03-3595-2542

○全般 企画調整係 田上、高橋、渡部(内7920)

○Q14~20 運営費係 芝海、当新 (内7929)

○Q22~23 地域保育係 平山、有川、島田(内7928)

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
1	入所関連	被災地からの避難者が保育を希望した場合、住民登録の移転等をしなくても入所させることができるか。	被災児童の保育については、「東北地方太平洋沖地震により被災した要保護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日厚生労働省通知)(以下 0311号通知)に基づき、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所させることとして差し支えない。
2	入所関連	「0311号通知」の3(1)(ア)において、「措置が継続しているものとして～」とあるが、これは避難元へ籍を置いたまま避難先に入所させることで出来るという意味か。	避難先において保育を行う場合、避難元の保育所は退所するものとする。避難元市町村との連絡調整が行えない場合においては、退所したものとみなして取扱うこととされた。
3	入所関連	被災地からの避難者が保育入所を希望した場合、「保育に欠ける認定」を行うのか。避難元で既に保育所を利用していた場合には、新たに入所決定をすることは不要か。	避難先での生活状態と、避難元での生活状態は異なるものであると考えられるため、避難先において、新たに「保育に欠ける認定」を行うこととなる。この場合、各自治体の判断において、保護者からの聞き取りのみで判断する等、手続きの簡素化を行って差し支えない。
4	入所関連	被災地からの避難者が、日中自宅等の復旧や、家族・知人の捜索等のために保育を希望する場合、「保育に欠ける」と認定してよいか。	児童福祉法施行令第二十七条において、保育に欠ける要件として、第五号 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること、第六号 前各号に類する状態にあること、と規定されており、「保育に欠ける」と認定して差し支えないと考えている。
5	入所関連	被災児童が「保育に欠ける」と認定された場合、選考において特に優先するなどの配慮をしなければならないか。	当該避難世帯の状況(被災状況、保護者が復旧活動等に従事する時間、就労等の状況)を踏まえ、優先的に保育所に入所させる必要があると認められるときは、優先的な取り扱いを行うようお願いしたい。
6	入所関連	子のみを親戚等に預け、復旧等のため、両親が被災地に戻る場合、保護者は避難先の親戚等になるのか。その親戚等を基準に「保育に欠ける認定」を行うのか。	利用児童を直接に保護している保護者(この場合、親戚等)に着目して「保育に欠ける認定」を行うこととなる。なお、この場合においても、入所選考に当たり、優先的取り扱いをすべきと認められる場合には、優先的に取り扱うこととして差し支えない。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
7	入所関連	震災の影響により、企業によっては休業や育児休業の延長を行うケースがあるが、現在入所している、あるいは入所する予定の児童の保護者がこのケースに当たるとした場合、保育の実施を解除・延長すべきか。	各自自治体において、待機児童の状況や、当該企業の休業・育児休業の延長の期間等によって、個別に判断することとなるが、休業・育児休業の終了後、就労が開始されることが確実にあり、かつ他の児童との間に著しい不公平が生じない限り、継続して保育する、又は予定どおり保育所に入所させることとして差し支えない。
8	入所関連	「0311号通知」の3(1)(イ)において「措置費施設等」とあるが、この等にはどこまで含まれるのか。	児童の処遇に著しい影響を生じない範囲において、児童を受け入れられる体制が整っている施設を含む。
9	最低基準	震災による被害や計画停電による影響等により、自園調理が困難になるなど、最低基準に抵触してしまう恐れがあるが、保育所を休止すべきか。	今般の震災の影響により、児童福祉施設最低基準を一時的に満たすことができなくなった保育所についても、利用児童の処遇に著しく影響を与えるものではない限り、継続して保育を行うこととして差し支えない。
10	最低基準	自園調理を行うことが困難である場合、どのように対応すべきか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなものが考えられる。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルトパウチ食品等、調理しなくても食べられるものを利用する ・乳児のミルクについては、あらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により、保温管理を行った上で調乳する ・計画停電の時間と調理時間をずらすなど、柔軟な対応をする。 ・保護者に弁当持参の協力を求める等 なお、この場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理の徹底に万全を期すようお願いする。
11	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、児童福祉施設最低基準を下回ることが認められるか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、被災児童の受け入れにより、最低基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えている。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
12	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、一時的な保育であるので、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月3日児保発第三号)1(1)の年間平均在所率に算入しないこととしてよいか。	被災児童の受け入れについては、年間平均在所率の計算に算入しないこととして差し支えない。
13	最低基準	被災地の援助のために保育士を派遣したいが、そのために児童福祉施設最低基準の職員配置基準を下回ることもよいか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応募保育士の派遣により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いしたい。
14	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、保育所運営費も市町村間ではなく、施設同士で調整して支払うのか。	保育所運営費は、広域入所と同様市町村間で調整していただきたい。
15	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、避難元施設がある市町村において災害被害のため、調整機能や費用負担能力が機能していない場合があるが、その場合どうしたらよいか。	避難元施設の市町村が機能していない場合は、その場合には、避難先市町村の住民と同様の取扱いをして頂くことや、避難元施設の機能回復後に当該市町村に費用を請求する等の方法が考えられる。
16	運営費	避難先市町村の判断において、被災児童の保育を実施することと費用負担において、被災児童の保育を実施することと良いか。	差し支えない。この場合、避難先市町村において保育所運営費の支弁を行う旨、避難元市町村と緊密な連絡調整を図るようお願いしたい。事後調整による場合も同様である。
17	運営費	震災の影響で、避難元市町村が調整能力や費用負担能力を有しておらず、避難先市町村が保育料を徴収することとなった場合、保育料の減免は可能か。	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更が可能である。また、避難先市町村の判断により、独自に避難先市町村の負担で保育料の減免を行うことは差し支えない。なお、避難元市町村と事後調整を行う場合は、保育料も含めての調整が必要と考えられる。

保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」 Q & A

3月25日時点

番号	区分	質問	回答
18	運営費	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更を行う場合、課税額の推計をどのように行うのか。	被災児童に対する当該通知の適用に当たっては、保護者からの聞き取り等簡便な方法により、該当する階層区分を決定するなど、実情に応じて柔軟に対応して差し支えない。
19	運営費	保育所が被害にあったが、3月中旬から再開した場合に保育料や保育所運営費は日割りしてよいのか。	保育の実施が行われていない施設においては、保育料は日割りで算出すること。3月中の保育所運営費については、3月中に業務を再開した場合、保育の実施が継続しているものとして支弁する。4月以降の取扱いについては、別途お示したい。
20	運営費	職員派遣要請に基づき、主任保育士を派遣した場合に主任保育士は、主任保育士業務に専従ではなくなるので、主任保育士専任加算は派遣している期間減額になるのか。	当該要請に応じて主任保育士が派遣された場合は、主任保育士専任加算は主任保育士がいない期間においても、加算対象となる。
21	その他	これらの弾力的な対応を行う対象となる被災地の範囲はどこか。	施設の運営に係る弾力的取り扱い(自園調理が困難な場合等)については、それぞれの地域の実情に応じて対応することとして差し支えない。 被災者・避難者保育の実施に係る弾力的な取扱いは、災害救助法の適用市町村における被災者・避難者(東京都等の帰宅困難者を除く)を対象とする。
22	その他	通常行っている夜間保育や延長保育が、震災による被害や計画停電による影響等により行うことが困難な場合、どのように対応すればよいか。	地域の保育に対する需要に応じ、できる限り保育を継続することが望ましいが、保護者の協力を得た上で、夜間・延長保育の短縮・休止を行うこととして差し支えない。
23	その他	被災地または被災地からの避難者の児童における保育料については「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)の規定に基づき保育料の減免を可能としているところであるが、延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料の減免は可能か。	延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料については、保育所(実施施設)と利用者(保護者)との契約となる場合は、市町村で特段の定めがある場合を除いては、保育所(実施施設)の判断により、利用料の減免を行うこととして差し支えない。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

今号においては、協議員総会(文書審議)の審議結果報告と役員改選日程の周知であるため、全保協協議員および各都道府県・指定都市保育協議会事務局に発送しています。

◆平成 22 年度全保協第 2 回協議員総会(文書審議)の 議案が成立◆

去る 3 月 17 日に開催を予定していた、平成 22 年度全保協第 2 回協議員総会は、3 月 11 日に発生しました東日本大震災における被災状況や電力の供給不足等による公共交通機関の機能低下等の状況をふまえ、書面にて議案をご審議いただきました。

その結果、すべての議案が承認されました。

詳細は、別添の平成 22 年度全国保育協議会第 2 回 協議員総会 (文書審議) 審議結果報告をご参照ください。

◆全保協役員の改選について◆

来る 5 月 17 日の平成 23 年度全保協第 1 回協議員総会において、平成 23～24 年度の全保協役員改選が行われます。「正副会長等の選任に関する内規」および「役員等選任手順」については、第 2 回協議員総会 (文書審議) の資料における報告・連絡事項で、ご確認いただいております。

(内容は、「平成 22 年度全国保育協議会第 2 回協議員総会議案および関係資料」179 頁～181 頁をご参照ください。)

なお、役員改選に関する日程は下記のとおりとなります。

【全国保育協議会 役員改選の日程等について】

1. 改選日
平成 23 年 5 月 17 日 (火)
(平成 23 年度第 1 回協議員総会において、会長、監査委員、副会長、常任協議員を改選)

2. 会長候補推薦締切日 平成 23 年 4 月 17 日（日）
（改選日の 1 か月以上前に下記書類を提出、消印有効）
【提出書類】
○ブロックからの推薦書
○会長候補者の所信（1,000 字以内）
【注】
○提出書類は、候補者が所属するブロックのブロック長名で現会長あてに提出する。
○「推薦書」「所信表明書」の様式は定めない
3. 会長候補者の周知 平成 23 年 4 月 25 日（月）
（改選日の 3 週間以上前に全保協ニュースで協議員に周知）

添付資料

1. 平成 22 年度全国保育協議会第 2 回 協議員総会（文書審議）審議結果報告

全社児福発第6号
平成23年4月8日

全国保育協議会協議員・顧問・監査委員
都道府県・指定都市保育協議会長 各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
〔公印略〕

**平成22年度全国保育協議会第2回協議員総会（文書審議）
審議結果報告について**

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深謝申しあげます。
さて、全社児発第722号（平成23年3月22日付）でご依頼申しあげた標記の
件については、別紙により文書審議が成立し、議案は原案どおり承認されましたの
でご報告いたします。

なお、議案資料を含めた報告書は後日送付いたします。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
（全国保育協議会事務局）担当：岡澤、武田
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
TEL 03-3581-6503 Fax 03-3581-6509

平成 22 年度全国保育協議会第 2 回協議員総会の文書審議結果

1. 文書審議の成立状況

協議員数 122 名のうち、平成 23 年 3 月 30 日付で、下記のとおり意見開陳書の提出があった。その結果、全国保育協議会会則第 15 条 4 項 (*) に基づき、総会（文書審議）が成立した。

(*) 第 15 条 4 協議員総会は、委任状数を含め、第 9 条に定める協議員定数の過半数を満たさなければ、その議事を開き、議決を行うことができない。

協議員定数	提出数	有効数	無効数
122 名	114 通	107 通	7 通

(無効の理由①日付が締切以降 ②押印なし ③協議員以外の署名)

2. 各議案への賛否

今回提案の各議案への賛否は下記のとおりである。全国保育協議会会則第 15 条 6 項に (*) に基づき、各議案とも原案どおり承認された。

(*) 第 15 条 6 協議員総会の議事は、出席協議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

議案	承認する	承認しない	無記入	結果
第 1 号議案 平成 22 年度全国保育協議会 補正予算について	107	0	0	原案どおり承認
第 2 号議案 平成 23 年度全国保育協議会 事業計画について	106	0	1	原案どおり承認
第 3 号議案 平成 23 年度全国保育協議会 収支予算について	106	0	1	原案どおり承認

3. 議案への意見

第 2 号議案について、下記の意見があった。

○田岡清協議員 (秋田県)

「子ども子育て新システム」の議論が進む中、全保協としてゆずれないこと 6 項目を必ず実現させるよう、取り組んでほしい。

○鈴木和子協議員(千葉市)

子ども子育て新システムについては、子ども一人ひとりの最善の利益を第一に考えたものにしてほしいと切に思います。

○廣川健一郎協議員(長崎市)

「子ども・子育て新システム」には、明確に反対すべきである。

○羽生悦朗協議員(鹿児島県)

ゆずれない事の1つに「イクオールフットィングという名の保育の産業化」を入れて反対すべき、多様な主体の参入を許した法案の撤廃も含めて。

4. 協議員名簿

別紙一覧表

平成22年度全国保育協議会第2回協議員総会協議員名簿

(敬称略)

	県・市名	公・私	氏名		県・市名	公・私	氏名		県・市名	公・私	氏名
1	北海道	公	二瓶 典子	47	新潟県	公	木村 勇一	93	広島県	公	宮重 篤子
2	北海道	公	荘司 玲子	48	新潟県	私	手島 恵雄	94	広島県	私	小川 益丸
3	北海道	私	東峰 雅博	49	山梨県	私	廣瀬 集一	95	広島市	公	三原 修子
4	北海道	私	長谷川 雅昭	50	長野県	公	竹花 春子	96	広島市	私	龍山 永明
5	北海道	私	向川 泰弘	51	長野県	私	飯島 俊勝	97	山口県	私	渡邊 正善
6	青森県	公	園 芳彦	52	長野県	私	海野 英順	98	徳島県	公	伊丹 淳子
7	青森県	私	佐藤 秀樹	53	静岡県	私	後藤 弘明	99	徳島県	私	阿部 好宣
8	岩手県	公	高橋 祥子	54	静岡県	私	太田嶋 信之	100	香川県	私	鎌田 宏一
9	岩手県	私	田口 和子	55	富山県	公	高城 喜代子	101	愛媛県	公	森 千春
10	宮城県	公	奥田 百合子	56	富山県	私	小島 伸也	102	愛媛県	私	清家 傳子
11	宮城県	私	平塚 幹夫	57	石川県	公	作本 文枝	103	高知県	公	松村 和明
12	宮城県	私	高野 幸子	58	石川県	私	西田 泰明	104	高知県	私	戸田 隆彦
13	秋田県	公	伊藤 義子	59	石川県	私	前田 武司	105	福岡県	公	梅田 紀子
14	秋田県	私	田岡 清	60	福井県	公	細田 貴晴	106	福岡県	私	万田 康
15	山形県	公	石山 和喜子	61	福井県	私	竹内 文憲	107	福岡県	私	古屋 嘉徳
16	山形県	私	田中 芳晴	62	岐阜県	公	葛西 加枝子	108	北九州市	私	平沢 茂
17	福島県	公	樋田 利治	63	岐阜県	私	福富 泰岳	109	福岡市	公	森崎 幸子
18	福島県	私	大塚 孝明	64	愛知県	公	丹羽 三枝子	110	福岡市	私	永野 繁登
19	茨城県	公	落合 公江	65	愛知県	公	牧平 順子	111	佐賀県	私	田中 豊博
20	茨城県	私	舘野 正弘	66	愛知県	私	安藤 哲	112	長崎県	私	廣川 健一郎
21	栃木県	公	三宅 幸子	67	愛知県	私	伊東 世光	113	熊本県	私	國友 龍
22	栃木県	私	風間 嘉信	68	愛知県	私	岡田 正明	114	熊本県	私	重岡 啓一
23	群馬県	公	齋藤 れい子	69	三重県	公	竹村 直樹	115	大分県	私	佐藤 成己
24	群馬県	私	周藤 洋	70	三重県	私	森本 敏子	116	宮崎県	私	横山 楨子
25	埼玉県	公	金子 喜久枝	71	滋賀県	公	辻 順子	117	鹿児島県	私	羽生 悦朗
26	埼玉県	私	吉田 武人	72	滋賀県	私	高木 文善	118	沖縄県	私	玉城 善徳
27	埼玉県	私	松本 實	73	京都府	私	伊藤 義明	119	保育士会	私	御園 愛子
28	千葉県	公	瀬戸井 信之	74	京都市	私	浦田 裕人	120	保育士会	私	三上 智代
29	千葉県	私	久保 美和子	75	大阪府	私	永野 治男	121	保育士会	私	吉川 由基子
30	千葉県	私	椎名 英夫	76	大阪府	私	菊池 繁信	122	保育士会	私	上村 初美
31	千葉市	公	鈴木 和子	77	大阪府	私	森田 信司				
32	千葉市	私	吉江 規隆	78	大阪府	私	武内 慎吾				
33	東京都	公	藤田 ヒサ子	79	大阪市	公	源 俊司				
34	東京都	私	柗澤 章次	80	大阪市	私	青地 正壽				
35	東京都	私	城所 真人	81	兵庫県	公	畑 早苗				
36	東京都	私	高橋 八映	82	兵庫県	私	渡邊 慎治				
37	東京都	私	田中 正己	83	神戸市	公	奥平 浩太郎				
38	東京都	私	中嶋 誠	84	神戸市	私	黒川 恭眞				
39	神奈川県	公	小林 和代	85	奈良県	私	栗木 裕幸				
40	神奈川県	私	都築 融光	86	和歌山県	公	西川 英子				
41	横浜市	公	大迫 弘美	87	和歌山県	私	森田 昌伸				
42	横浜市	私	松川 和照	88	鳥取県	私	大橋 和久				
43	川崎市	公	林 雅子	89	島根県	公	千代延 尚子				
44	川崎市	私	奥村 尚三	90	島根県	私	南場 安正				
45	相模原市	公	能勢 園枝	91	岡山県	公	小出 妙子				
46	相模原市	私	鈴木 源二	92	岡山県	私	安原 幹人				

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆保育3団体による東日本大震災の災害義援金 7,500万円に(4月11日現在)◆

全国保育協議会では、3月29日～31日に佐藤秀樹常任協議員(北海道・東北ブロック保育協議会会長)と事務局が高野幸子協議員(宮城県仙台市)の協力を得て、被災した宮城県内7市町(仙台市、南三陸町、気仙沼市、石巻市、多賀城市、岩沼市、亘理町)の状況把握に回ってきました。また、被害の大きかった気仙沼市と石巻市の2市においては、4月5日、6日に再度状況の把握を行いました。地域によって被災状況は異なっていますが、沿岸部では保育所が滅失したり、水没や浸水で再開の目途がつかないところが多くあります。

保育の継続に関しては、被災した保育所の利用者を他の保育所が受け入れ調整しているところのうち、現時点で外部に特別の人的支援を求める意向を持つ保育所があるという情報は入ってきてはおりません。一方で、4月に入り保護者から保育所の再開を求める声が高まるなか、建物や遊具の再整備等、再開に向けた支援を必要としている地域もあります。全保協では、さらに現地のニーズを把握して支援の具体化と支援体制の整備に向けて、早急に検討を行う予定としています。

特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県における保育所の開所状況は別紙をご参照ください。

また、3月17日より呼びかけを開始した「保育三団体被災地支援募金」(保育3団体共同実施：全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟。全国保育士会協力)には、4月11日現在75,375,938円の支援が寄せられました。用途や配分方法については、3団体で早急に確認を行い、できるだけ早く被災地へお届けする予定です。引き続き、皆様のご支援をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

<保育三団体被災地支援募金>振込口座

金融機関：三井住友銀行

支店名：東京公務部(店番号：096)

口座：普通預金 167251

口座名義：「保育三団体被災地支援募金」

(ホイクサンダンタイヒサイチシエンボキン)

※ 三井住友銀行本支店(ATMを含む)より振り込む場合、振込手数料受取人払いをご選択いただけます。

募集期間：平成23年3月17日(木)～4月28日(木)

◆保育所運営費からの災害義援金支出について ～保育所に係る「東日本大震災」Q&Aが発出される◆

4月7日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課は、上記Q&A更新の事務連絡を発出しました。その中では、保育所運営費からの被災地に対する災害義援金の支払いについて、特例的に「使途範囲以外の支出」に抵触しない取り扱いとするとの記載がなされています。

なお、災害義援金支出の際には、「法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁(※)に協議を行った上で支出する」ことに留意が必要です。
(※事務局注：都道府県、指定都市、中核市)

《以下、Q&Aから抜粋》

区分	質問	回答
運営費	保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。	<p>通常では、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。</p> <p>しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する使途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとする。</p> <p>災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決規定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。</p> <p>なお、今般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましい。</p>

◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」まとまる◆

厚生労働省は、3月17日に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（保育課長通知／雇児保発0317第1号）を示しました。

平成21年4月に施行された「保育所保育指針」と同時に策定した「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」において、保健・衛生面の対応を明確にするために「保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する」としていました。

これにもとづき、厚生労働省は、子どもの健康と安全の向上に資する観点から、保育所職員、保護者、嘱託医等が共通理解の下で、保育所におけるアレルギー対応に取り組み、アレルギー疾患を持つ子どもの保育所での生活がより一層、安全・安心なものとなるよう、標記のガイドラインをまとめたものです。

また、ガイドライン全般に関わること、食物アレルギーへの対応、「エピペン」の保育所における取り扱い等についてのQ&Aが、あわせて示されました。

詳細は、厚生労働省HPをご参照ください。(厚生労働省>子ども子育て>保育関係)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku03.pdf>

「保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku04.pdf>

平成23年度 人事異動のお知らせ

【厚生労働省（関連異動のみ抜粋）】

新	氏名	旧
保育課課長補佐	鈴木 義 弘	関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課児童扶養手当監査官
保育課幼保連携推進室長補佐	大須賀 浩 一	育成環境課長補佐
保育課総務係長	百 瀬 秀	保育課予算係長
保育課幼保連携推進室認定子ども園運営費係長 保育課運営費係長併任	岩 瀬 豊 明	保育課企画法令係
保育予算係長	西 浦 啓 子	家庭福祉課母子家庭等自立支援室扶養手当係長
保育課地域保育係長	胡 内 敦 司	大臣官房会計課庶務班調整係長
保育課保育係長	今 井 健 治	埼玉県熊谷児童相談所主任
保育課	加 藤 泰 士	大臣官房会計課予算総括班
保育課	西 村 幸 恵	大臣官房統計情報部企画課 保育課併任
家庭福祉課課長補佐	杉 原 広 高	保育課幼保連携推進室室長補佐
社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐	岩 崎 武 司	保育課課長補佐
総務課総務係長	竹 中 大 剛	保育課総務係長
大臣官房統計情報部社会統計課縦断調査室成年者調査係長	小 泉 和 秀	保育課保育係長
家庭福祉課予算係長	芝 浦 太 介	保育課幼保連携推進室認定子ども園運営費係長
総務課児童相談係長	平 山 多輝男	保育課地域保育係
大臣官房会計課経理室管財班物品管理係長	井 上 晋 作	保育課
復帰（湖南省）	枝 廣 健 二	保育課

【全国社会福祉協議会(児童福祉部関連異動のみ抜粋)】

新	氏名	旧
児童福祉部副部長	下 澤 秀 美	民生部副部長
児童福祉部副部長	妹 尾 多加義	高年・障害福祉部副部長
児童福祉部参事 (経理・児童健全育成事業担当)	佐 藤 充 弥	出向(三井不動産株式会社)
児童福祉部参事 (全国保育士会担当)	今 井 貴 志	出向(社会福祉法人中央共同募金会)
児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)	大 元 格 彦	法人振興部参事
児童福祉部部員 (全国児童養護施設協議会担当)	針 谷 妙 子	民生部部員
児童福祉部 付 (児童健全育成事業担当)	津 田 美季絵	社会福祉法人旭川荘より出向
民生部副部長	渡 邊 昌 行	児童福祉部副部長
高年・障害福祉部副部長	小 川 耕 平	児童福祉部副部長
民生部参事	千 葉 和 成	児童福祉部参事 (全国児童養護施設協議会担当)
出版部参事	今 井 遊 子	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
中央福祉学院部員	藤 高 直 之	児童福祉部参事 (全国保育協議会担当)
児童福祉部内担当変更		
全国保育協議会	直 井 香 織	児童健全育成事業

*全国保育協議会担当は、下記のとおりです。今年度もよろしくお願ひします。

児童福祉部 参事 岡澤 和枝
 参事 大元 格彦
 参事 武田 篤
 部員 直井 香織

【添付物】

1. 被災地の保育所の開所状況 調査結果(平成23年4月6日現在/全保協調査)
2. 保育所に係る「東日本大震災」Q&A(4月7日時点)

特に甚大な被害のあった被災地の保育所の開所状況 調査結果(全保協調査)

宮城県・仙台市

	開所	閉所	その他
気仙沼市		12	
南三陸町		5	
石巻市	2		31
女川町	3		1
東松島市			12
松島町	1	1	1
利府町			8
塩竈市	4	6	2
七ヶ浜町	3		
多賀城市	8	1	
名取市	7	1	
岩沼市	6	3	
亶理町		2	3
山元町		1	3
丸森町	4	1	1
角田市	2		
大河原町		3	2
柴田町	3		
村田町	1		
蔵王町	2		
白石市	5	2	3
川崎町	1		1
大和町	2		
大衡村	1		
富谷町	6		
大郷町	1		
色麻町	2		
加美町	3		1
大崎市	24		1
栗原市	5	9	
登米市	17	1	
涌谷町	2		
美里町	2		
仙台市	119	4	
合計	236	52	70

※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

※データは平成23年4月6日現在

特に甚大な被害があった被災地の保育所の開所状況 調査結果(全保協調査)

岩手県

	開所	閉所	その他
一関市	4		25
遠野市			13
奥州市	4		24
岩泉町			3
山田町			9
田野畑村			1
花巻市	32		
釜石市	3	2	2
葛巻町			4
岩手町			5
雫石町			6
滝沢村			14
住田町			2
久慈市			18
宮古市	2	1	14
九戸村			4
野田村	2	1	1
軽米町			2
洋野町			9
紫波町			4
矢巾町	1		6
大槌町	2	3	2
盛岡市	17		36
平泉町			2
大船渡市	4	2	6
金ヶ崎町			2
藤沢町			5
一戸町			5
二戸市			8
八幡平市			10
大迫町			1
北上市			17
陸前高田市	1	5	4
西和賀町			5
合計	72	14	269

※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

※データは平成23年4月6日現在

特に甚大な被害があった被災地の保育所の開所状況 調査結果(全保協調査)

福島県

	開所	閉所	その他
いわき市	18	24	20
大玉村	1		
桑折町	1		
国見町	1		
川俣町			1
月舘町	1		
伊達市	9		
会津坂下町			1
湯川村			1
柳津町			2
会津若松市	19		
鏡石町			2
天栄村			2
喜多方市			14
郡山市	39		
須賀川市	9	1	5
西郷村	2		1
矢吹町			3
玉川村		1	
古殿町		1	
石川町	4		
浅川町			1
平田村		2	
広野町		1	
川内村			1
双葉町			1
大熊町			1
楢葉町		1	2
富岡町			2
浪江町			2
新地町			3
飯館村			1
相馬市			4
会津美里町			6
金山町			2
三島町			1
昭和村			1
三春町		4	
小野町	3	1	
常葉町		1	
船引町		1	
大越町		2	
滝根町		1	
都路町		1	
鮫川村	1		
棚倉町	2		
塙町	1		
矢祭町			1
下郷町			2
只見町			3
南会津町	1		6
南相馬市		7	
二本松市	9		
白河市	10		
福島市	43		
本宮市	6		
西会津町	1		
猪苗代町	3		
磐梯町			1
合計	184	49	93

※その他とは、連絡が取れていない等、様々な理由により開所しているか不明のところ

※データは平成23年3月29日現在

保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
1	入所関連	被災地からの避難者が保育を希望した場合、住民登録の移転等をしなくても入所させることができるか。	被災児童の保育については、「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(平成23年3月11日厚生労働省通知)(以下 0311号通知)に基づき、広域的調整体制の下で行うこととなり、住所変更がない場合であっても入所させることとして差し支えない。
2	入所関連	「0311号通知」の3(1)(ア)において、「措置が継続しているものとして～」とあるが、これは避難元に籍を置いたまま避難先に入所させることで出来るという意味か。	避難先において保育を行う場合、避難元の保育所は退所するものとする。避難元市町村との連絡調整が行えない場合においては、退所したものとみなして取扱うこととされたい。
3	入所関連	被災地からの避難者が保育所入所を希望した場合、「保育に欠ける認定」を行うのか。避難元で既に保育所を利用していた場合には、新たに入所決定をすることは不要か。	避難先での生活状態と、避難元での生活状態は異なるものと考えられるため、避難先において、新たに「保育に欠ける」認定を行うこととなる。この場合、各自自治体の判断において、保護者からの聞き取りのみで判断する等、手続きの簡素化を行って差し支えない。
4	入所関連	被災地からの避難者が、日中自宅等の復旧や、家族・知人の捜索等のために保育を希望する場合、「保育に欠ける」と認定してよいか。	児童福祉法施行令第二十七条において、保育に欠ける要件として、第五号 震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること、第六号 前各号に類する状態にあることと規定されており、「保育に欠ける」と認定して差し支えないと考えている。
5	入所関連	子のみを親戚等に預け、復旧等のため、両親が被災地に戻る場合、保護者は避難先の親戚等になるのか。その親戚等を基準に「保育に欠ける認定」を行うのか。	利用児童を直接に保護している保護者(この場合、親戚等)に着目して「保育に欠ける認定」を行うこととなる。なお、この場合においても、入所選考に当たり、優先的取り扱いをすべきと認められる場合には、優先的に取り扱いすることとして差し支えない。
6	入所関連	被災児童が「保育に欠ける」と認定された場合、選考において特に優先するなどの配慮をしなければならぬか。	当該避難世帯の状況(被災状況、保護者が復旧活動等に従事する時間、就労等の状況)を踏まえ、優先的に保育所に入所させる必要があると認められるときは、優先的な取り扱いを行うようお願いしたい。
7	入所関連	震災の影響により、企業によっては休業や育児休業の延長を行うケースがあるが、現在入所している、あるいは入所する予定の児童の保護者がこのケースに当たる場合、保育の実施を解除・延長すべきか。	各自自治体において、待機児童の状況や、当該企業の休業・育児休業の延長の期間等によって、個別に判断することとなるが、休業・育児休業の終了後、就労が開始されることが確実であり、かつ他の児童との間に著しい不公平が生じない限り、継続して保育する、又は予定どおり保育所に入所させることとして差し支えない。
8	入所関連	「0311号通知」の3(1)(イ)において「措置費施設等」とあるが、この等にはどこまで含まれるのか。	児童の処遇に著しい影響を生じない範囲において、児童を受け入れる体制が整っている施設を含む。

保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
9	最低基準	震災による被害や計画停電による影響等により、自園調理が困難になるなど、最低基準に抵触してしまう恐れがあるが、保育所を休止すべきか。	今般の震災の影響により、児童福祉施設最低基準を一時的に満たすことができなくなった保育所についても、利用児童の処遇に著しく影響を与えない限り、継続して保育を行うこととして差し支えない。
10	最低基準	自園調理を行うことが困難である場合、どのように対応すべきか。	自園調理が困難な場合の対応例としては、以下のようなものが考えられる。 ・離乳食については、缶詰・瓶詰・レトルトパウチ食品等、調理しなくても食べられるものを利用する ・乳児のミルクについては、あらかじめポット等に入れたお湯を使うこと等により、保温管理を行った上で調乳する ・計画停電の時間と調理時間をずらすなど、柔軟な対応をする。 ・保護者に弁当持参の協力を求める等 なお、この場合においても、食中毒等発生しないよう衛生管理の徹底に万全を期すようお願いする。
11	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、児童福祉施設最低基準を下回ることが認められるか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、被災児童の受け入れにより、最低基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えている。
12	最低基準	被災地からの避難者の児童を保育する場合、一時的な保育であるので、「保育所への入所の円滑化について」(平成10年2月3日児保発第三号)1(1)の年間平均在所率に算入しないこととしてよいか。	被災児童の受け入れについては、年間平均在所率の計算に算入しないこととして差し支えない。
13	最低基準	被災地の援助のために保育士を派遣したいが、そのために児童福祉施設最低基準の職員配置基準を下回ることとなることもよいか。	利用児童の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応募保育士の派遣により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないものと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いしたい。
14	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、保育所運営費も市町村間ではなく、施設同士で調整して支払うのか。	保育所運営費は、広域入所と同様市町村間で調整していただきたい。
15	運営費	「0311号通知」の3(1)(ア)において「避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。」とあるが、避難元施設がある市町村において災害被害のため、調整機能や費用負担能力が機能していない場合があるが、その場合どうしたらよいか。	避難元施設の市町村が機能していない場合が想定できるが、その場合には、避難先市町村の住民と同様の取扱いをして頂くことや、避難元施設の機能回復後に当該市町村に費用を請求する等の方法が考えられる。
16	運営費	避難先市町村の判断において、避難先市町村の公費負担において、被災児童の保育を実施することとして良いか。	差し支えない。この場合、避難先市町村において保育所運営費の支弁を行う旨、避難元市町村と緊密な連絡調整を図るようお願いしたい。事後調整による場合も同様である。

保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
17	運営費	震災の影響で、避難元市町村が調整能力や費用負担能力を有しておらず、避難先市町村が保育料を徴収することとなった場合、保育料の減免は可能か。	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日見企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更が可能である。また、避難先市町村の判断により、独自に避難元市町村の負担で保育料の減免を行うことは差し支えない。なお、避難元市町村と事後調整を行う場合は、保育料も含めての調整が必要と考えられる。
18	運営費	「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日見企第16号)に基づき、災害の状況に応じた保育料の階層区分の変更を行う場合、課税額の推計をどのように行うのか。	被災児童に対する当該通知の適用に当たっては、保護者からの聞き取り等簡便な方法により、該当する階層区分を決定するなど、実情に応じて柔軟に対応して差し支えない。
19	運営費	保育所が被害にあったが、3月途中から再開した場合に保育料や保育所運営費は日割りしてよいのか。	保育の実施が行われていない施設においては、保育料は日割りで算出すること。3月中の保育所運営費については、3月中に業務を再開した場合、保育の実施が継続しているものとして支弁する。4月以降の取扱いについては、別途お示しいたい。
20	運営費	保育所が被害にあつたため、3月中に保育を再開できない場合に3月分の保育料や保育所運営費の取扱いはどのように行うのか。	3月中に保育を再開できない場合においても、保育料は日割りで算出することとし、保育所運営費についても保育の実施が継続しているものとして支弁する。
21	運営費	被災により、4月以降についても保育の再開が困難な保育所又は保育を実施しているが、被災により「月初日の入所児童数」が著しく減少した保育所などについて、保育所運営費の特例的な取扱いが可能か。	このような保育所において、法人と職員の雇用契約は継続しており、法人の職員の職務として、当該職員が例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設保育所での保育 ・ 避難所等での保育支援活動 ・ 他の保育所への職員派遣 ・ 保育所以外の児童福祉施設や社会福祉施設への職員派遣 等により、何らかの福祉業務等に従事している場合は、交付要綱に基づく特例承認により、運営費(人件費・管理費相当)を支弁する予定。 ただし、雇用調整助成金や失業手当等の他施策と重複する場合、当該部分は対象外となる。
22	運営費	職員派遣要請に基づき、主任保育士を派遣した場合に主任保育士は、主任保育士業務に専従ではなく、減額になるのか。	当該要請に応じて主任保育士が派遣された場合は、主任保育士専任加算は主任保育士がいないう期間においても、加算対象となる。

保育所に係る「東日本大震災」 Q & A

4月7日時点

番	区分	質問	回答
23	運営費	保育所運営費から、被災地に対する災害義援金を支払うことは可能か。	通常では、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の通知により、運営費から災害義援金を支払うことは、弾力的な運用の範囲外であると解される。しかしながら、今回の東日本大震災は、その被害が極めて甚大であることに鑑み、保育所運営費から、東日本大震災に係る災害義援金を支払うことについては、特例的に「保育所運営費の経理等について」等の通知に規定する用途範囲以外の支出に抵触しない取扱いとす。災害義援金の支出に当たっては、法人運営に支障を来さず、理事長の専決預定の範囲内、若しくは、理事会・評議員会の承認を得て、所轄庁に協議を行った上で支出することとする。なお、一般の災害義援金は、保育所運営費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通して寄付することが望ましい。
24	その他	これらの弾力的な対応を行う対象となる被災地の範囲はどこか。	施設の運営に係る弾力的取り扱い(自園調理が困難な場合等)については、それぞれの地域の実情に応じて対応することとし差し支えない。 被災者・避難者保育の実施に係る弾力的な取り扱いは、災害救助法の適用市町村における被災者・避難者(東京都等の帰宅困難者を除く)を対象とする。
25	その他	通常行っている夜間保育や延長保育が、震災による被害や計画停電による影響等により行うことが困難な場合、どのように対応すればよいか。	地域の保育に対する需要に応じ、できる限り保育を継続することが望ましいが、保護者の協力を得た上で、夜間・延長保育の短縮・休止を行うこととして差し支えない。
26	その他	被災地または被災地からの避難者の児童における保育料については「保育所の費用徴収制度の取扱いについて」(平成7年3月31日児企第16号厚生省児童家庭局企調課長通知)の規定に基づき保育料の減免が可能としているところであるが、延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料の減免は可能か。	延長保育等の多様な保育サービス(一時預かりを含む)に係る利用料については、保育所(実施施設)と利用者(保護者)との契約となる場合は、市町村で特段の定めがある場合を除いては、保育所(実施施設)により、利用料の減免を行うこととして差し支えない。

事 務 連 絡
平成23年4月7日

各都道府県 }
指定都市 } 保育担当部局 御中
中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応等についてお示しした「東北地方太平洋沖地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（平成23年3月11日雇児総発第1号・社援総発第1号・障企発第1号・老総発第1号）を補足するため、平成23年3月25日付事務連絡により、「保育所に係る「東北地方太平洋沖地震」Q&A」（以下Q&A）を発出したところです。

今般、保育所運営費からの災害義援金の支払いについて、Q&Aに追加（質問23）しましたので連絡いたします。

また、このほかにも疑義等があれば、随時御照会くださいますようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局保育課

代表：03-5253-1111

直通：03-3595-2542

○全般 企画調整係 田上、高橋、渡部(内7920)

○Q14~23 運営費係 岩瀬、加藤 (内7929)

○Q25~26 地域保育係 胡内、島田 (内7928)